

土嘱託公告

令和7年12月26日

土幌町長 高木 康弘

道営土地改良（土幌川西西地区（農業用排水施設、区画整理、農用地造成））事業
の計画変更に係る関係書類の縦覧について

令和7年12月19日付け十調整第3233号で北海道十勝総合振興局長から依頼がありましたこの
ことについて別紙のとおり縦覧に供する。

公 告

道営土地改良（士幌川西西地区（農業用排水施設、区画整理、農用地造成））事業の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 88 条第 4 項の規定に基づく協議をしたいので、同条第 6 項において読み替えて準用する法第 87 条の 2 第 8 項の規定によりこの旨を公告し、関係書類を縦覧します。

変更後の土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第 88 条第 6 項において読み替えて準用する法第 87 条の 2 第 9 項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和 7 年 12 月 26 日

北海道知事 鈴木 直道

1 縦覧について

（1）関係書類の名称

土地改良事業変更計画概要書

（2）縦覧期間

令和 7 年 12 月 27 日から令和 8 年 1 月 15 日まで

（3）縦覧場所

士幌町のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

tokachi.choseil@pref.hokkaido.lg.jp

（十勝総合振興局産業振興部調整課代表アドレス）

（2）意見書の提出期限

令和 8 年 1 月 15 日（必着）

（3）意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをする場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、提出いただいた意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、北海道十勝総合振興局産業振興部調整課指導企画係までお問い合わせください。